

群馬県の最低賃金一覧

みんなチェック！最低賃金。

厚生労働省 群馬労働局

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)

時間額

発効日

865円

令和3年10月2日

群馬県内の事業場に使用される労働者及びこれらの労働者を使用する使用者のすべてに適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

時間額

発効日

946円

令和3年12月29日

【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、 その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サ ービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

時間額

発効日

935円

令和3年12月29日

【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額

発効日

935円

令和3年12月29日

【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額

発効日

935円

令和3年12月29日

【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

※ 対象産業の表記は、日本標準産業分類（平成26年4月施行）によります。

1 適用

- (1) 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- (2) 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最低賃金額の高いものが適用されます。
- (3) 派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。

2 除外される賃金

最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 次に該当する者については、特定最低賃金の適用から除外され、「群馬県最低賃金」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 下記に掲げる業務に主として従事する者

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務

ロ 手作業による包装、洗浄、レッテルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務

ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

4 最低賃金との比較方法

賃金が日給制、月給制等の場合は、次の方法で時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

○【日給制の場合の比較例】

日給額 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額

○【月給制の場合の比較例】

月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間（1年間の所定労働時間÷12か月） ≥ 最低賃金額

お問合せ：群馬労働局労働基準部賃金室（電話 027-896-4737）又は県内各労働基準監督署



群馬県最低賃金（地域別最低賃金）引上げ支援「業務改善助成金」に関する問合せは
群馬労働局雇用環境・均等室へ（電話 027-896-4739）

「働き方改革」への取組を支えるため

職場の感染予防対策や
新たな働き方の労務管理方法
もご相談ください

労働時間相談・支援コーナー

を労働基準監督署に設置しています。

～働き方関連法が施行されています～

◆ 時間外労働の上限規制 ◆ 年5日の年次有給休暇の取得義務化 ◆ 同一労働同一賃金



- 残業時間を減らしたい！
- 有給休暇の取得義務化に対応したい！
- 電子申請（36協定や就業規則）の方法がわからない！
- 感染症予防対策のアドバイスを受けたい！
- テレワークにおける労務管理の方法を知りたい！

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、**お近くの労働基準監督署（裏面）**にお問合せ下さい。



専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ㊦ 労働基準法等の改正内容（時間外労働の上限規制 等）
- ㊦ 労働時間制度全般（変形労働時間制 等）
- ㊦ 時間外・休日労働協定（36協定）等の記載方法
- ㊦ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊦ 36協定や就業規則等の電子申請の利用方法
- ㊦ 職場の感染症予防に関する対策事例
- ㊦ 新たな働き方（テレワーク・副業等）における労務管理方法
- ㊦ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に**利用可能な助成金**



労働基準監督署	所在地	電話番号	管轄
高崎	高崎市東町 1 3 4 - 1 2 (高崎地方合同庁舎 3 階)	027-322-4661	高崎市（新町・吉井町を除く）、富岡市、安中市、甘楽郡
前橋	前橋市大手町 2 - 3 - 1 (前橋地方合同庁舎 7 階)	027-896-3019	前橋市、渋川市、北群馬郡、伊勢崎市、佐波郡
(伊勢崎分庁舎)	伊勢崎市下植木町 5 1 7	0270-25-3363	
桐生	桐生市末広町 1 3 - 5 (桐生地方合同庁舎 1 階)	0277-44-3523	桐生市、みどり市
太田	太田市飯塚町 1 0 4 - 1	0276-45-9920	太田市、館林市、邑楽郡
沼田	沼田市薄根町 4 4 6 8 - 4	0278-23-0323	沼田市、利根郡
藤岡	藤岡市下栗須 1 2 4 - 1 0	0274-22-1418	藤岡市、多野郡、高崎市のうち新町・吉井町
中之条	吾妻郡中之条町大字 中之条町 6 6 4 - 1	0279-75-3034	吾妻郡

- ◆「労働時間相談・支援コーナー」は、県内の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談も受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

同一労働同一賃金（正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の解消）のお問合せ先
群馬労働局 雇用環境・均等室 電話番号 027-896-4739

群馬労働局では「働き方改革推進支援助成金」など、様々な助成金をご用意しています。助成金の内容、申請方法等のアドバイスを行う「働き方・休み方改善コンサルタント」の配置もしています。

詳しくは、群馬労働局ホームページをご覧ください。

群馬労働局 助成金

監督署への電子申請が簡単（2ステップ）になりました

感染症拡大防止のため、電子申請や郵送を利用しましょう！

労働基準法や最低賃金法に定められた手続については、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」から、電子申請を利用して行うことができます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、できるだけ労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請がただちに利用できない場合には、郵送により届出・申請することも可能です。

届出・申請可能な主な手続

- 労働基準法に定められた届出・・・・・・・・・・ 51種類
時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
就業規則（変更）届出
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- 最低賃金法に定められた届出・・・・・・・・・・ 9種類
最低賃金の減額特例許可の申請など

電子申請は、2ステップで可能です！



- ① e-Gov からアカウントを登録
- ② フォーマットに必要事項を入力

★ 令和3年4月から電子署名・電子証明書は不要になりました！

電子申請の利用方法

「e-Gov」のホームページから電子申請が利用できます。
基本的な流れについては、厚生労働省HPのパンフレット等をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

検索

「36協定届」や「就業規則（変更）届」など
労働基準法などの電子申請が
さらに便利になりました！

「e-Gov電子申請」でスマートに届け出ましょう

e-Gov電子申請とは
電子申請とは、郵送によって行っていた手続をインターネットを通じて行うことです。
インターネットを通じて行うことで、24時間いつでも申請が可能となります。

～最近の重要点～
○令和3年7月1日から、電子申請でも受付印が押された捺印をダウンロードできる
ようになりました。（一部の申請に適用）
○令和3年3月29日から、36協定届の本人一括届出の要件が緩和されました！
（電子申請に適用）詳しくは、本ページをご覧ください。
○令和3年4月1日から、電子署名・電子証明書が不要になりました！

厚生労働省のホームページにe-Gov電子申請へのリンクなどを掲載しています。
ぜひ、ご利用ください。

労働基準法 電子申請

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

手続の流れなど

e-Govの申請画面に沿って、
P.3から「電子申請を行うための準備」、
P.7から「36協定届」（各事業場単位・特別条項付き）
の手続方法をご確認ください。

<手続の流れ> 事前準備から届出完了までの流れについて

1	事前準備（パソコンの設定など）	P.3～4
2	e-Govアプリ起動・マイページのログイン	P.5
3	手続の検索	P.6
4	申請書入力 1.基本情報入力	P.7～8
5	申請書入力 2.申請様式記入	P.8
6	申請書入力 3.添付書類の添付	P.8
7	申請書入力 4.提出先選択	P.8
8	申請書入力 5.電子署名・電子証明書の添付 ^{※1}	P.9
9	申請案件の手続終了の確認 ^{※2}	P.10

提出完了！！

<本社一括届出> 複数事業場からの本社で一括届出する方法について

本社一括届出手続 ^{※3}	P.11～15
------------------------	---------

※1 令和3年3月29日から36協定届の本人一括届出の要件が緩和されます。
※2 令和3年3月29日から36協定届の本人一括届出の要件が緩和されます。
※3 令和3年3月29日から36協定届の本人一括届出の要件が緩和されます。

<お問い合わせ先> 届出方法や届出に際しての問い合わせ先について

お問い合わせ先	P.16
---------	------

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類	
810001 13111123456000000000		医療、福祉業	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)			
カナ コウセイカイロウドウビョウイン			
漢字 医療法人 厚生会労働病院			
工事名			
職員記入欄			
事業場の所在地 千代田区霞ヶ関			
郵便番号 100-XXXX			
労働者数 100人			
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること) ロウドウ タロウ			
漢字 労働 太郎			
生年月日 7010101 (32)歳			
性別 男			
職種 看護師			
経験期間 12			
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)			
休業見込 3			
傷病 新型コロナウイルス感染症による肺炎			
傷病部位 呼吸器			
被災地の場所 勤務地内			
災害発生状況及び原因			
救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。勤務中は防護衣とマスクを着用していた。			
略図(発生時の状況を図示すること。)			
左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。			
感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。			
感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。			
事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。			
報告書作成者 事務長 厚生 太郎			
職氏名			
国籍・地域 在留資格			
職員の記入欄			
事故の型 発注者種類 事業場の種類 業務上の原因			
自由設定項目			

令和2年 4月10日

事業者職氏名

医療法人 厚生会労働病院

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

病院長 安衛 法子

受付印

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

■ 給付日：休業4日目から

■ 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）

* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

